

輪島市監査公表第 41 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年12月18日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年11月29日（木） 市立輪島病院

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○今年度においては、看護師1名の増となったことや看護師の夏季休暇全員取得といったことなどから、若干、勤務状況が改善していることが伺われた。

また前年度からの課題である診療待ち時間の件については、原因分析及び更なる改善を行い、待ち時間短縮につながるよう望む。

○呼吸器内科等専門医の確保、医療機器の更新、外来化学療法や救急処置室の確保等の設備投資に向けて取り組んでいるとのことである。今後もサービスの向上及び経営の効率化に向けて引き続き努力されたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①患者負担未収金について

依然として患者負担未収金が発生しているので、今後ともこの解消に格段の努力をされたい。なお、現年度分についても、過年度繰越を生じないよう努めていただきたい。